7　法第十一条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める個人は、次に掲げる個人とする。

一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する個人

二　匿名組合契約等（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この号において同じ。）に基づいて出資を受ける個人（法第十一条第一項の表の第四号の上欄に規定する再生可能エネルギー発電設備等を当該個人の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるものの用に供するものに限る。）

第五条の八に次の一項を加える。

12　経済産業大臣は、第六項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第六条の五第三項中「及び第五号」を削り、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「前項第一号及び」を「前項第一号」に、「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

第六条の六を削る。

第六条の七中「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に改め、同条を第六条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第六条の七　法第十三条の三第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次に掲げるものとする。

一　遊戯用の構築物のうち幼児用のものとして財務省令で定めるもの

二　遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの

2　個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備、構築物並びに器具及び備品につき法第十三条の三第一項の規定の適用を受ける場合には、当該建物及びその附属設備、構築物並びに器具及び備品につき同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第十条に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第六十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の二の規定

第十八条の二第二項各号中「六十五万円」を「五十五万円」に改める。

第十九条第四項中「同法第六十五条第一項」を「所得税法第六十五条第一項」に、「同項の」を「同条の」に改め、同条第十一項中「当該新築した」を「その新築した」に改め、同条第十六項中「あつては法第二十八条の四第三項第七号」を「あつては同号」に改め、同条第二十四項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項中「第四項第一号イ」を「第五項第一号イ」に改める。

第十九条の三第十一項中「第百六十七条の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条の七第四項から第七項まで」に改め、「含む。）」の下に「並びに第二十五条の十二の三の規定」を加える。

第二十条第五項の表第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第四項第一号イの項中「第四項第一号イ」を「第五項第一号イ」に改める。

第二十二条第八項中「第二十五条の七の五」を「第二十五条の七」に改める。

第二十二条の六第二項第二号中「第二十五条の七」を「第二十五条の四」に改める。

第二十二条の七第二項各号中「当該買い取つた」を「その買い取つた」に改め、同条第三項中「第五条第三号」を「第六条第三号」に、「第二十一条第五号」を「第二十一条第六号」に改める。

第二十二条の九第一項を次のように改める。

法第三十四条の三第二項第一号に規定する農地保有の合理化のために土地等を譲渡した場合として政令で定める場合は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第三項に規定する農地中間管理機構又は同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（当該農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて当該農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。）に対し、これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業のために農地法第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この項において「農地」という。）若しくは採草放牧地で農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるもの、当該区域内にある土地で開発して農地とすることが適当なもの若しくは当該区域内にある土地で同号に規定する農業上の用途区分が同法第三条第四号に規定する農業用施設の用に供することとされているもの（農地の保全又は利用上必要な施設で財務省令で定めるものの用に供する土地を含む。）又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合とする。

一　当該農地中間管理機構　農業経営基盤強化促進法第七条の規定により行われる事業（同条第一号に掲げるものに限る。）

二　当該農地利用集積円滑化団体　農業経営基盤強化促進法第四条第三項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第一号ロに掲げるものに限る。）

第二十四条の二第三項第一号を次のように改める。

一　当該個人が居住の用に供する家屋　次に掲げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める家屋

イ　建築後使用されたことのない家屋　次に掲げる家屋

(1)　一棟の家屋の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が五十平方メートル以上であるもの

(2)　一棟の家屋のうちその独立部分（一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののその部分をいう。以下この項において同じ。）を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうち当該個人が居住の用に供する部分の床面積が五十平方メートル以上であるもの

ロ　建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物（登記簿に記録された当該家屋の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の財務省令で定めるものである建物をいう。ハにおいて同じ。）に該当するもの　イ(1)又は(2)に掲げる家屋（その取得（法第三十六条の二第一項に規定する取得をいう。ハ、第十項、第十二項及び第十三項において同じ。）の日以前二十五年以内に建築されたもの又は建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定若しくは国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（ハにおいて「建築基準等」という。）に適合することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）

ハ　建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物に該当しないもの　イ(1)又は(2)に掲げる家屋（その取得の日以前二十五年以内に建築されたもの又は法第三十六条の二第一項に規定する譲渡の日の属する年の十二月三十一日（同条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受ける場合にあつては、同条第二項に規定する取得期限）までに建築基準等に適合することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）

第二十四条の二第三項第二号中「同号ロ」を「同号イ(2)」に改め、同条に次の一項を加える。

14　国土交通大臣は、第三項第一号ロの規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十四条の四第一項中「、第三十七条の七若しくは第三十七条の九の四」を「若しくは第三十七条の八」に改める。

第二十五条の六から第二十五条の七の三までを削る。